

太陽エネルギーデザイン研究会会則

(名称)

第1条 本会は、太陽エネルギーデザイン研究会（英文名：The Solar Design Consortium, 略称SDC）と称する。

(所在地)

第2条 本会は、事務局を下記所在地に置く。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-13-3 虎ノ門東洋共同ビル

(目的)

第3条 本会は、平和と安全で継続可能な美しい生活環境を将来の世代に残すため、太陽エネルギーに関する会員の英知と技術を結集し、建築・都市における機能とデザインの融合の追求を通して産業界を活性化する新たな技術開発を促すことで、社会経済の発展と国土の景観向上及び世界をリードする地球環境の保全に貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達するため調査、研究、研修、視察、情報交換、連絡調整およびその他必要な活動を行う。

(会員)

- 第5条 会員は、第3条の目的に賛同する個人会員及び法人会員により、構成される。
- 2 会員は、本会の行うすべての活動に関して参加が認められる。
 - 3 個人会員は、本会の趣旨に賛同し入会を希望する方で、理事会において入会を承認されたものとし、入会金5,000円を納めるものとする。
 - 4 法人会員は、本会の趣旨に賛同する団体及び企業で、理事会において入会を承認された組織とし、入会金として一口30,000円を一口以上納めるものとする。
 - 5 会員は、定例の研究会や研修会及び視察見学会等の行事の際には、都度必要な会費を納めるものとする。
 - 6 法人会員は、前項に示す行事において、一口につき3名を個人会員と同じ会員料金で参加させることができる。
 - 7 一度納入された入会金や年会費及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(会計及び監査)

- 第6条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金及びその他の収入によって支弁する。
- 2 本会の事業年度ならびに会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
 - 3 監査委員は、理事の中から互選により2名を選出し、1年に1度会計検査を受ける。

4 事務局は、年に一度、会員に会計報告を行う。

(年会費)

第6条の2 会員は、以下に定める年会費を支払う。

- 1) 個人会員 5,000円
- 2) 法人会員 30,000円
- 2 年会費の単位は、第6条2項に定める会計年度にならう。
- 3 第6条2項に定める会計年度途中の入会者における年会費は、個人法人を問わず、4月～9月の入会者は全額、10月～3月の入会者は半額とする。

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置き会務に当たる。

- 1) 会長 (1名)
- 2) 副会長 (2名)
- 3) 顧問 (若干名)
- 4) 理事 (数名)
- 5) 事務局長 (1名)
- 6) 名誉会長 (1名)
- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長の不在時には、その職務を代行する。
- 4 顧問は、豊富な経験に基づいて本会に対し助言を与える。入会金、年会費及び行事の会費(旅費交通費等の実費を除く)は、免除する。
- 5 理事は、第4条に掲げる活動の他、本会の運営に必要な業務を分担する。
- 6 事務局長は、事務局を設置し、本会の事務ならびに経理を掌握する。
- 7 役員の任期は、1年とする。但し再任を妨げない。
- 8 名誉会長は、豊富な経験に基づいて、本会に対し助言を与える。

(役員の選出)

第8条 役員の選出は、以下に定めるものとする。

- 1) 会長及び副会長は、理事会において、顧問と事務局長を除く理事及び役員経験者から選出される。
- 2) 顧問は、理事会において指名される。研究会に未加入の者もその資格を有する。
- 3) 理事及び事務局長は、理事会の推薦を受けた者が、理事会の承認を経て就任する。本会に未加入の者は、就任時までに所定の会費を納めて入会する。
- 4) 名誉会長は、本会に多大な貢献をした会長が、理事会において選出される。

(理事会)

- 第9条 本会は、第4条に掲げる活動及び業務の円滑かつ効果的な運営を図るため、理事会を設置する。
- 2 会長は、適宜理事を招集し、理事会を主宰する。
 - 3 理事会での決定・承認事項は、必要に応じて会員に公表する。

(総会)

- 第10条 本会は、会員に対し各会計年度に1回、年度会計報告、活動報告及び次年度の活動計画を報告する場として、総会を設ける。

(分科会及びワーキンググループ)

- 第11条 会員は、本会内でテーマを掲げて、分科会及びワーキンググループを設立することができる。
- 2 分科会及びワーキンググループを設立するには、幹事会社はその旨、事務局に文書により届けることとし、理事会の承認を経て設立が許可される。その活動状況については、適宜理事会にて報告を行う。理事会は必要に応じて、幹事会社に活動状況の報告を求める事ができる。
 - 3 分科会及びワーキンググループの活動成果は、適宜会員に発表する。また、外部へ公表する場合は、理事会の承認を得た上で本会名で公表することができる。
 - 4 分科会及びワーキンググループの活動に係る諸経費は、全て各分科会及びワーキンググループ内で負担するものとする。

(秘密保持)

- 第12条 本会の全ての活動において、営業秘密を保有する者（以下保有者という）から秘密情報を示された場合、会員はその秘密情報を厳に秘密として扱い、保有者の書面による事前の承諾なくして第三者に開示・漏えいしてはならない。また、本秘密情報は、本会の目的以外に使用しないものとする。

(その他)

- 第13条 この会則に定めのない事項が発生した場合は、その都度理事会で協議して決定する。

附則 この会則は、平成22年9月1日から施行する。

平成24年1月24日改訂

令和2年7月28日改定